(3)　地域整備事業

① 職員給与費の状況

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B／A	(参考) 5年度の総費用に占 める職員給与費比率
6年度	千円 385,624	千円 232,451	千円 56,074	% 14.5	% 22.0

（注）　資本勘定支弁職員に係る職員給与費は０円である。

区分	職員数 A	給　与　費				一人当たり 給与費 B/A
		給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計　B	
6年度	8	千円 29,712	千円 8,753	千円 8,271	千円 46,736	千円 5,842

(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
千円 7,467

（注）１　職員手当には退職手当を含まない。
２　職員数については、令和７年３月３１日現在の人数である。
３　職員数及び給与費については，任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和７年４月１日現在）

区　分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
宮城県	38.7　歳	335,116　円	486,833　円
都道府県平均	36.1　歳	396,520　円	623,462　円

（注）１　平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
２　平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当

宮城県企業局（地域整備事業）	宮城県（一般行政職）
1人当たり平均支給額(6年度) 1,034　千円	1人当たり平均支給額(6年度) 1,802　千円
(6年度支給割合) 期末手当　2.50 月分（1.40）月分 勤勉手当　2.10 月分（1.00）月分	(6年度支給割合) 期末手当　2.50 月分（1.40）月分 勤勉手当　2.10 月分（1.00）月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ･役職加算　5～20% ･管理職加算　15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ･役職加算　5～20% ･管理職加算　15～25%

（注）(　)内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ　退職手当（令和７年４月１日現在）

宮城県企業局（地域整備事業）			宮城県（一般行政職）		
(支給率)	自己都合	勧奨･定年	(支給率)	自己都合	勧奨･定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～加算)	
1人当たり平均支給額	－ 千円	－ 千円	1人当たり平均支給額	3,793 千円	21,801 千円

（注）１　退職手当の１人当たり平均支給額は、令和６年度に退職した職員に支給された平均額である。
２　「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ　地域手当（令和７年４月１日現在）

支給実績(6年度決算)			1,378　千円
支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)			172,298　円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給割合)
仙台市	5.0　%	8　人	5.0　%
上記以外の県内市町村	1.5　%	0　人	1.5　%

エ　時間外勤務手当

支給実績(6年度決算)	4,543　千円
職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)	649　千円
支給実績(5年度決算)	3,834　千円
職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	548　千円

（注）１　時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
２　職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（６年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

オ　その他の手当（令和７年４月１日現在）

手　当　名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)
管理職手当	管理･監督の地位にある職員のうち、企業職員給与規程で指定するものに支給	同じ		499 千円	499,200　円
扶養手当	1　配偶者　3,000円 ＊企業職給料表(1)8級以上の職員は不支給 2　子 1人につき11,500円 ＊満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円を加算 3　父母等 1人につき6,500円 ＊企業職給料表(1)8級の職員は3,500円 ＊企業職給料表9級以上の職員には、子に係る手当を除き不支給	同じ		420 千円	210,000　円
住居手当	借家･借間に居住している職員 1　月額23,000円以下の家賃を支払っている職員　家賃-12,000円 2　月額23,000円を超える家賃を支払っている職員　11,000円+(家賃-23,000円)/2で27,000円を限度 ※県の職員宿舎等に入居している者には支給しない	同じ		1,252 千円	312,898　円
通勤手当	1　交通機関等の利用者 ･1箇月当たりの運賃等相当額が150,000円を超えない場合 定期券又は回数券の価格(最も経済的かつ合理的なもの) ･1箇月当たりの運賃等相当額が150,000円を超える場合 150,000円に通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間の月数を乗じて得た額 2　自動車等の使用者 ア　普通自動車等以外の自動車等使用者 使用距離(片道)により2,000円～31,600円 イ　普通自動車等使用者 使用距離(片道)により2,100円～56,700円	同じ		661 千円	110,097　円
管理職員特別勤務手当	特定管理職員(管理職手当支給職員)が、臨時又は緊急の必要等で週休日又は休日に勤務した場合に支給 支給額　勤務1回につき4,000円～12,000円 特定管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午後10時から午前5時までの間に勤務した場合 支給額　勤務1回につき2,000円～6,000円	同じ		0 円	0　円